

○経済産業省令第六十三号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 九 「略」</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>	<p>（輸出貿易管理令別表第一関係）</p> <p>第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 九 「略」</p> <p>十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p>

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 削除

〔削る〕

(二) (三) (六) 〔略〕

十の二(十六) 〔略〕

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ 〔略〕

ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 非接触型の測定装置であつて、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの
- (二) 線形可変差動変圧器（LVDT）を用いた測定装

ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

(一) 棚段塔であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの

- 1 細粒炭素網を用いたもの
- 2 二メガパスカル以上の圧力で用いることができるもの

(二) (三) に掲げる内部構造物を有するもの

棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までの全てに該当するもの

- 1 外径が一・八メートル以上のものであつて、二つ以上の部分に分割されているもの
- 2 気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの

3 硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの

(三) (七) 〔略〕

十の二(十六) 〔略〕

十七 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）

イ 〔略〕

ロ 直線上の変位を測定するものであつて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 非接触型の測定システムであつて、〇・二ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの
- (二) 線形可変差動変圧器（LVDT）を用いた測定シ

置であつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 [略]

(三) [略]

ハ・ニ [略]

十八〜三十六 [略]

三十七 質量分析計であつて、統一原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができる分解能のものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ〜ヘ [略]

三十八〜五十七 [略]

五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

ハ トリチウムの製造に用いられる装置であつて、照射（原子炉内における照射を含む。）によりトリチウムを製造するために特に設計したリチウム（リチウム六の同位体が濃縮されているものに限る。）を含有する標的となる組立品（イ及びロに該当するものを除く。）

ニ トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、

ハに該当する貨物のために特に設計した部分品

五十九〜六十二 [略]

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

ステムであつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 [略]

(三) [略]

ハ・ニ [略]

十八〜三十六 [略]

三十七 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるものうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ〜ヘ [略]

三十八〜五十七 [略]

五十八 トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ [略]

[新設]

[新設]

五十九〜六十二 [略]

第二条 輸出令別表第一の三の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからやまでに該当する物質を含む混合物にあつては、へからやまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからやまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イㄱワ 「略」

カ N・N―ジアルキルアミノエタン―二―チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるもの）に限り、二―ジイソプロピルアミノエタンチオール及び二―ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

ヨㄱヤ 「略」

3|| 2

輸出令別表第一の三の項（三）の経済産業省令で定める仕様

のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であつて、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

二 前項第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はそのために特に設計した部分品であつて、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

一・二 「略」

三 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物（へからやまでに該当する物質を含む混合物にあつては、へからやまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の一〇パーセントを超えるもの又はレからやまでに該当するいずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるものに限る。）

イㄱワ 「略」

カ N・N―ジアルキルアミノエタン―二―チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるもの）に限り、二―ジイソプロトン化塩類

2

ヨㄱヤ 「略」  
「新設」

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チャパレウイルス、二媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む）

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キヤサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、SARSコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H五又はH七のH抗原を有するものに限る。）、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚コレラウイルス、豚水胞病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス―1、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウイロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、

。)、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウウイルス又はロシオウイルス

二 「略」

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシシルペノール、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四・五 「略」

六 遺伝子を改変した生物(意図的な分子操作によつて核酸の塩基配列を生成し、又は改変されたものを含む。)であつて次のいずれかを有するもの又は遺伝要素(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。)であつて次のいずれかの塩基配列を有するもの

イ 第一号に該当する遺伝子

ロ 第二号又は前号に該当する遺伝子のうち、人、動物若しくは植物の健康に重大な危害を与えるもの(転写又は翻訳した生産物を通じて危害を与えるものを含む。)又は病原性を付与若しくは増強することができるもの(血清型〇二六、〇四五、〇一〇三、〇一〇四、〇一一一、〇一二一、〇一四五、〇一五七その他の志賀毒素を産生する血清型をもつ大腸菌の核酸の塩基配列(志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。)を有するもの以外のものを除く。)

リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウウイルス又はロシオウイルス

二 「略」

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウエルシユ菌毒素(アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。)、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素(腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素)、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカミン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四・五 「略」

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子(染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。)

ハ 第三号又は第四号に該当するもの  
〔削る〕

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 〔略〕  
二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(二)・(三) 〔略〕

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

(二)・(三) 〔略〕

三〇八 〔略〕

九 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であつて、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが一・五キロベースを超える核酸を五パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するものに遺伝子を改変した生物(微生物を含む。)

2 輸出令別表第一の三の二の項(二)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 〔略〕  
二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(二)・(三) 〔略〕

ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽

(二)・(三) 〔略〕

三〇八 〔略〕

〔新設〕

第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇二 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 次の1から4までの全てに該当するもの

1 機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであつて、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

2 海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

3 乾燥重量が七五〇キログラム未満のもの

4 一段目のローターの直径が一メートル未満のもの

(二) 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計し、又は改造したものを（一）に該当するものを除く。）

ロール 「略」

四 「略」

五 しごきスピニング加工機であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる

一〇二 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

(一) 機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであつて、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

(二) 海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

ロール 「略」

四 「略」

五 しごきスピニング加工機であつて、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるものうち、輪郭制御

るロケット又は無人航空機に用いられる推進装置又はその部分品を製造することができるもののうち、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ 数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもの

ロ 輪郭制御をすることができる軸数が二を超えるもの

六〇八 「略」

九 バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、次のイからニまでの全てに該当するもの又はその部分品

イ ○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合するように設計し、又は改造したもの

ロ 混合容器内の温度を制御することができるもの

ハ 全容量が一〇リットル以上のもの

ニ 混合機を中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの

九の二 連続式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの又はその部分品

イ ○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合するように設計し、又は改造したもの

ロ 混合容器内の温度を制御することができるもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの

(二) 次の1及び2に該当するもの

1 振動機能を備えた一本の回転軸を有するもの

2 混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの

十〇十八の三 「略」

十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

をすることができる軸数が三以上のもの又はその部分品

六〇八 「略」

九 バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することが

できるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ 全容量が一〇リットル以上のもの

ロ 混合機を中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの

九の二 連続式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することが

できるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの

ロ 振動機能を備えた一本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの

十〇十八の三 「略」

十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

の  
イ・ロ 「略」

ハ 衛星航法システム（全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムを含む。）からの電波を受信する装置であつて、次の（一）若しくは（二）に該当するもの又はそのために特に設計した部分品

（一） 「略」

（二） 航行又は飛しようする移動体に使用するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 「略」

2 軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システム（全地球航法衛星システム及び地域航法衛星システムを含む。）で用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

3 「略」

ニ 「略」

十九の二～二十七 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 第十五号ホに該当するプリプレグ又はプリフォームを用

の  
イ・ロ 「略」

ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次の（一）若しくは（二）に該当するもの又はそのために特に設計した部分品

（一） 「略」

（二） 航行又は飛しようする移動体に使用するよう設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 「略」

2 軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

3 「略」

ニ 「略」

十九の二～二十七 「略」

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ 第十五号ホに該当するプリプレグ又はプリフォームを使

いて製造した成型品

ロ 次のいずれかに該当する繊維を用いて製造した成型品であつて、金属又は炭素をマトリックスとするもの

(一)・(二) 「略」

三〇十六 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本工業規格 B 一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本工業規格 B 一五一四―一号で定める精度の等級が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二〇七 「略」

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるとを含む。以下この条において同じ。）位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ 「略」

ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であつて、次のいずれかに該当するもの（(一)及び(二)にあつては、レーザに干渉計及びレーザを用いた光学エンコーダを除く。）

用した成型品であつて、有機物をマトリックスとするもの

ロ 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であつて、金属又は炭素をマトリックスとするもの

(一)・(二) 「略」

三〇十六 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（国際規格 ISO 三二九〇（転がり軸受―軸受の部分品―転がり軸受用の玉）で定める精度がグレード五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本工業規格 B 一五一四―一号で定める精度が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二〇七 「略」

八 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるとを含む。以下この条において同じ。）又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）

イ 「略」

ロ 直線上の変位を測定するためのものであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 非接触型の測定装置であつて、〇・二ミリメートル

ルまでの測定レンジにおいて、分解能が〇・二マイクロメートル以下のもの

(二) 工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

(三) 次の全てに該当するもの

1〜3 「略」

(四) (三)に該当する測定装置の組立品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したものである

ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であつて、角度の精度が〇・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ 「略」

九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター  
「削る」

「新設」

「新設」

(一) 次の全てに該当するもの（レーザー干渉計（自動制御装置とともに使用するように設計したフィードバック機能を有しない干渉計であつて、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。）及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）

1〜3 「略」

(二) (一)に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したものの  
「新設」

ハ 「略」

九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター  
「削る」

イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次

イ<sup>ハ</sup>ハ 「略」

十 複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、工作機械用に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 削除

ロ 削除

ハ 複合回転テーブルであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの

(二) 輪郭制御のために同時に制御することができるように設計した二つの回転軸を有するもの

ニ 加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 旋削、フライス削り又は研削をすることができる工作機械用に設計したもの

(二) 輪郭制御のために同時に制御することができるように設計したもの

十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

元の情景解析ができるもの

ロ<sup>ニ</sup> 「略」

十 フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は工作機械の部分品又は附属装置であるもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 直線上の位置のフィードバック装置であつて、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

ロ 角度のフィードバック装置であつて、当該装置の精度が〇・〇〇〇二五度未満のもの

ハ 複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、工作機械に取り付けることによつて、その機械を第二号から第五号までのいずれかに規定する仕様にするすることができるもの

「新設」

十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様の

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサブアイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに

ものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサブアイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは解析することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまでのいずれか、ル若しくはワに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの又は輸令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるものを除く。以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、プログラマを電氣的に消去することができるプログラマブルロム（フラッシュメモリを含む。）、スタティック式のラム又は磁気抵抗メモリであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに

該当するものを除く。）

- (二) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、サンプリングレートが一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、サンプリングレートが六〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであって、サンプリングレートが四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであって、サンプリングレートが二五〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 5 分解能が一六ビット以上のものであって、サンプリングレートが六五メガサンプリング毎秒を超えるもの
- (二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 「略」
  - 2 分解能が一ニビット以上のものであって、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの
- 一 一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセント以内のレベルに到達するまでのセットリング時間が九ナノ秒未満のもの

二 「略」

該当するものを除く。）

- (二) アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであって、出力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、出力速度が六〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 3 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであって、出力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであって、出力速度が二五〇メガサンプリング毎秒を超えるもの
  - 5 分解能が一六ビット以上のものであって、出力速度が六五メガサンプリング毎秒を超えるもの
- (二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 「略」
  - 2 分解能が一ニビット以上のものであって、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの
- 一 一二ビットの分解能で動作場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセントのレベルに変化するまでのセットリング時間が九ナノ秒未満のもの

二 「略」

へ  
〔略〕

ト フィールドプログラマブルロジックデバイス（コンプレックスプログラマブルロジックデバイス、フィールドプログラマブルゲートアレイ、フィールドプログラマブルロジックアレイ又はフィールドプログラマブル相互接続用集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

（一）・（二） 〔略〕

チ  
ク  
ヲ 〔略〕

ワ 次の（一）及び（二）に該当するもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの

（一） アナログデジタル変換機能を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、サンプリングレートが一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、サンプリングレートが一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであつて、サンプリングレートが一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、サンプリングレートが四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一六ビット以上のものであつて、サンプリングレートが一八〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

へ  
〔略〕

ト フィールドプログラマブルロジックデバイスであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

（一）・（二） 〔略〕

チ  
ク  
ヲ 〔略〕

ワ 次の全てに該当するもの

（一） アナログデジタル変換機能を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

3 分解能が一二ビット以上一四ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプリング毎秒を超えるもの

4 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、入力速度が四〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

5 分解能が一六ビット以上のものであつて、入力速度が一八〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二) 「略」

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ〜ニ 「略」

ホ マイクロ波用固体増幅器（モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニクミクサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
一〜五 「略」

へ〜カ 「略」

三・四 「略」

五 セル（バッテリー（シングルセルバッテリーを含む。）に組み込まれているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度及び電力密度が次のいずれかに該当するもの

(一) エネルギー密度が五五〇ワット時毎キログラムを超え、かつ、連続的な電力密度が五〇ワット毎キログラムを超えるもの

(二) エネルギー密度が五〇ワット時毎キログラムを超え、かつ、連続的な電力密度が三五〇ワット毎キログラムを超えるもの

ロ 「略」

六〜八の三 「略」

八の四 アナログ信号用に設計した光の強度、振幅又は位相を操作する電気光学効果を利用する光変調器であつて、次のいずれかに該当するもの（光入出力コネクタを有するものを含

(二) 「略」

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ〜ニ 「略」

ホ マイクロ波用固体増幅器（ハに該当するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（カに該当する送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの  
一〜五 「略」

へ〜カ 「略」

三・四 「略」

五 セルであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一次セルであつて、二〇度の温度におけるエネルギー密度が五五〇ワット時毎キログラムを超えるもの

「新設」

「新設」

ロ 「略」

六〜八の三 「略」

「新設」

む。

イ 最大動作周波数が一〇ギガヘルツ超二〇ギガヘルツ未満であつて、光挿入損失が三デシベル以下のもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 一ギガヘルツ以下の周波数で測定した場合の半波

長電圧が二・七ボルト未満のもの

(二) 一ギガヘルツを超える周波数で測定した場合の半

波長電圧が四ボルト未満のもの

ロ 最大動作周波数が二〇ギガヘルツ以上のものであつて、光挿入損失が三デシベル以下のもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 一ギガヘルツ以下の周波数で測定した場合の半波

長電圧が三・三ボルト未満のもの

(二) 一ギガヘルツを超える周波数で測定した場合の半

波長電圧が五ボルト未満のもの

九

〔略〕

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルイザラ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザラ、信号発生器、ネットワークアナライザラ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 分解能及びサンプルレートが次のいずれかに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、サンプルレートが一・三ギガサンプル毎秒を超えるもの

九

〔略〕

十 アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置（アナログデジタル変換カード、波形デジタルイザラ、データ収集カード、信号収集ボード及びトランジェントレコーダを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの（デジタル方式の記録装置、サンプリングオシロスコープ、スペクトラムアナライザラ、信号発生器、ネットワークアナライザラ及びマイクロ波用試験受信機を除く。）

イ 分解能及びサンプリング速度が次のいずれかに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上一〇ビット未満のものであつて、入力速度が一・三ギガサンプル毎秒を超えるもの

えるもの

(二) 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、サンプルレートが一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(三) 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、サンプルレートが一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(四) 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、サンプルレートが四〇〇メガサンプル毎秒を超えるもの

(五) 分解能が一六ビット以上のものであつて、サンプルレートが一八〇メガサンプル毎秒を超えるもの

ロ 「略」

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、三デシベルの分解能帯域幅が四〇メガヘルツを超えるもの

ロ〜ニ 「略」

十三〜十六の二 「略」

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜へ 「略」

ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の四ま

の

(二) 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(三) 分解能が一ニビット以上一四ビット未満のものであつて、入力速度が一ギガサンプル毎秒を超えるもの

(四) 分解能が一四ビット以上一六ビット未満のものであつて、入力速度が四〇〇メガサンプル毎秒を超えるもの

(五) 分解能が一六ビット以上のものであつて、入力速度が一八〇メガサンプル毎秒を超えるもの

ロ 「略」

十一 「略」

十二 スペクトラムアナライザーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、三デシベルの分解能帯域幅が一〇メガヘルツを超えるもの

ロ〜ニ 「略」

十三〜十六の二 「略」

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ〜へ 「略」

ト マスク又はレチクルであつて、第一号から第八号の三ま

でのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの  
チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

(一)・(二) 「略」

リ インプリントリソグラフィテンプレートであつて、第一号から第八号の四までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの  
又 試験装置であつて、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 第二号ニに該当する貨物のエスパラメータを試験することができるように設計したもの

(二) 「略」

(三) 第二号ハに該当する貨物の試験を行うことができるように設計したもの

十七の二 マスクの製造に用いられる基材であつて、モリブデン及びシリコンからなる多層膜の反射構造を有するマスクブランクのうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 極端紫外を用いて集積回路を製造するための装置用に特に設計したもの

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めたSEMI規格P三七の仕様に準拠したもの

十八 基板であつて、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているものうち、ヘテロエピタキシャル材料と

でのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの  
チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の三までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

(一)・(二) 「略」

リ インプリントリソグラフィテンプレートであつて、第一号から第八号の三までのいずれかに該当する集積回路の製造用のもの  
又 試験装置であつて、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のものうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 三一・八ギガヘルツを超える周波数でトランジスタのエスパラメータを試験することができるように設計したもの

(二) 「略」

(三) 第二号ハに該当するマイクロ波用集積回路の試験を行うことができるように設計したもの

〔新設〕

十八 次のいずれかに該当するものの多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板（ニに該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウム

なるもの（二に該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。）

イ イーニ 「略」

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一五ナノメートル以上一九三ナノメートル未満の波長の光で使用するように最適化したポジ型レジスト

(二) 一ナノメートル超一五ナノメートル未満の波長の光で使用するように最適化したレジスト

ロ ホ 「略」

二十・二十一 「略」

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

ガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のP型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。）

イ イーニ 「略」

十九 レジストであつて、次のいずれかに該当するもの又はそれを塗布した基板

イ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一五ナノメートル以上二四五ナノメートル未満の波長の光で使用するに設計したポジ型レジスト

(二) 一ナノメートル超一五ナノメートル未満の波長の光で設計したレジスト

ロ ホ 「略」

二十・二十一 「略」

二十二 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板（炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板であつて、これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するものを含む。）又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであつて、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを

二十三 多結晶基板又は多結晶セラミック基板であつて、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるものうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの

二十四 前二号に該当する基板であつて、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ 「略」

「削る」

ロ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が二九実効テラ演算を超えるもの

ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二九実効テラ演算を超えるもの（最大性能が二九実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファ

超えるもの

「新設」

「新設」

第七条 輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）

イ 「略」

削除

ハ デジタル電子計算機であつて、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの

ニ 削除

ミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）  
ニ 削除

ホ ヽヌ 「略」

四・五 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ニ 一二四度を超える温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に

搭載するように設計し、改造したものを除く。）

二〇四 「略」

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一六実効テラ演算を超えるもの（最大性能が一六

実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）

ヘ ヽル 「略」

四・五 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェースドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 一二四度を超える温度又は零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）

「新設」

二〇四 「略」

五 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナであつて、次のイからニまでのいずれかで使用することができるように設計したもの（国際民間航空機関の標準に準拠したマイクロ波着陸システム（MLS）用のもの及びホからトまでのいずれかに該当するもののために特に設計したものを除く。）

イ〜ニ 「略」

ホ 民生用のセルラー無線通信又は無線ローカルエリアネットワーク

ヘ I E E E 八〇二・一五又は無線化された高精細度マルチメディアインターフェース

ト 商用民生通信の固定又は移動の衛星通信地球局

五の二〜八の二 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したものの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

（一）〜（四） 「略」

（五） 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのり

五 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナであつて、次のいずれかで使用することができるように設計したもの（国際民間航空機関の標準に準拠したマイクロ波着陸システム（MLS）用のものを除く。）

イ〜ニ 「略」

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五の二〜八の二 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したものの（当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

（一）〜（四） 「略」

（五） 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのり

「ドライタであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 「略」

2 リーダライタであつて、専ら1に該当するスマートカードに記録された個人情報若しくは団体情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報若しくは団体情報に係る情報を記録するように設計し、又は改造したものの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

(六) ～ (十三) 「略」

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（本号から第十二号までに該当しないものに限る。）を本号イに該当するもの（本号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は本号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したもの

ハ 量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの

「ドライタであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

1 「略」

2 リーダライタであつて、専ら1に該当するスマートカードに記録された個人情報若しくは団体情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報若しくは団体情報に係る情報を記録するように設計したものの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

(六) ～ (十三) 「略」

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムがイに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするように設計し、又は改造したもの

ハ 量子暗号を用いるように設計したもの

ニ 次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの

(一)・(二) 「略」

ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したものの(二に該当するものを除く。)

へ 「略」

十 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品(盗聴の検知機能を実現するために設計し、又は改造した部分品に限る。)

ロ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造したものを除く。)

一)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計し、又は改造した部分品に限る。)

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであつて、暗号解析を行うように設計し、又は改造したものの(リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。)

十二 「略」

(一)・(二) 「略」

ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成(周波数ホッピングのためのホッピング符号の生成を含む。)に暗号処理技術を用いるように設計したものの(二に該当するものを除く。)

へ 「略」

十 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品(盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。)

ロ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)

一)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

十一 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能が無効化し、機能を低下させ若しくは迂回させるものであつて、暗号解析を行うように設計したものの(リバースエンジニアリングの方法により暗号解析機能を実行するように設計し、又は改造したものを含む。)

十二 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用  
した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分  
品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい  
ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することがで  
きるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機  
能を有していないもののうち、水深の測定、水中にある物  
体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群  
探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急  
用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるよ  
うに設計したピンガーを除く。）

(一)～(三) 「略」

(四) 音響送波器（送受波器を含む。）であつて、個々  
に動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪  
性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだ  
もののうち、次のいずれかに該当するもの（音波の発  
生装置であつて、電子式のもの（垂直方向にのみ使用  
することができるものに限る。）又は機械式若しくは  
化学式のものを除く。）

一 デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態  
で連続運転するように設計されていないものであつて  
、自由音場における送波器の実効音響中心から基準  
距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式によ  
り算定した値を超えるもの

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用  
した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分  
品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 送信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のい  
ずれかに該当するもの（垂直方向にのみ使用することがで  
きるものであつて、プラスマイナス二〇度を超える走査機  
能を有していないもののうち、水深の測定、水中にある物  
体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群  
探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであつて、緊急  
用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるよ  
うに設計したピンガーを除く。）

(一)～(三) 「略」

(四) 音響送波器（送受波器を含む。）であつて、個々  
に動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪  
性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだ  
もののうち、次のいずれかに該当するもの（音波の発  
生装置であつて、電子式のもの（垂直方向にのみ使用  
することができるものに限る。）又は機械式若しくは  
化学式のものを除く。）

一 デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態  
で連続運転するように設計されていないものであつて  
、自由音場における送波器の実効音響中心から基準  
距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式によ  
り算定した値を超えるもの

$$10 \log \left[ \frac{\text{ヘルツで表した} \\ \text{一〇キロヘルツ} \\ \text{未満の送波電圧} \\ \text{感度が最大とな} \\ \text{る周波数}}{+169.77} \right] \text{ デジベル}$$

二 デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態  
で連続運転するように設計されたものであって、  
連続する自由音場における送波器の実効音響中心  
から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲  
げる式により算定した値を超えるもの

$$10 \log \left[ \frac{\text{ヘルツで表した} \\ \text{一〇キロヘルツ} \\ \text{未満の送波電圧} \\ \text{感度が最大とな} \\ \text{る周波数}}{+159.77} \right] \text{ デジベル}$$

二〇七 「略」

七の二 第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレ  
ーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路（民生用  
の自動車のために特に設計したものを除く。）

八 電子式のカメラ又はその部分品であって、次のいずれかに  
該当するもの

- イ 「略」
- ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く  
。）
- (一) 削除

$$10 \log \left[ \frac{\text{ヘルツで表した} \\ \text{一〇キロヘルツ} \\ \text{未満の最大送波} \\ \text{電圧感度}}{+169.77} \right] \text{ デジベル}$$

二 デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態  
で連続運転するように設計されたものであって、  
連続する自由音場における送波器の実効音響中心  
から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲  
げる式により算定した値を超えるもの

$$10 \log \left[ \frac{\text{ヘルツで表した} \\ \text{一〇キロヘルツ} \\ \text{未満の最大送波} \\ \text{電圧感度}}{+159.77} \right] \text{ デジベル}$$

二〇七 「略」

「新設」

八 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しく  
はストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部  
分品であって、次のいずれかに該当するもの

- イ 「略」
- ロ 次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く  
。）
- (一) 映画撮影機であって、幅が八ミリメートル以上一

(二) 削除

(三) 電子式のストリークカメラであつて、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

(四) 「略」

(五) 電子式のカメラであつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 「略」

(六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ(一三)から(五)までに該当するものに限る。)のために特に設計したプラグインユニットであつて、(三)から(五)までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの

(七) (十) 「略」

九・九の二 「略」

九の三 波面測定装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ フレーム速度が一キロヘルツ以上のも  
ロ 波面精度が設計された波長において二〇分の一以下のもの

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置

六ミリメートル以下のフィルムを用いるもののうち、

撮影速度が一秒につき一三、一五〇コマを超えるもの

(二) 機械式のものであつて、画面の高さが三六ミリメートルのこまを撮影する場合の撮影速度が一秒につき一、〇〇〇、〇〇〇コマを超えるもの

(三) ストリークカメラであつて、次のいずれかに該当するもの

1 機械式のものであつて、撮影速度が一〇ミリメー

トル毎マイクロ秒を超えるもの

2 電子式のものであつて、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

(四) 「略」

(五) 電子式カメラであつて、次の1及び2に該当するもの

1・2 「略」

(六) モジュール式の構造を有する映画撮影機、機械式のカメラ、ストリークカメラ、電子式のフレイミングカメラ又は電子式のカメラに使用することができるプラグインユニットであつて、(三)から(五)までのいずれかに該当するものが有する機能に到達させることができるもの

(七) (十) 「略」

九・九の二 「略」

〔新設〕

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置

であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ ホ 「略」

へ レーザー発振器の試験装置又は附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 削除

(二) レーザー発振器の試験装置であつて、超高出力レーザー発振器(五〇ミリ秒間に一キロジュールを超えるエネルギーを出力できる又は平均出力若しくは持続波の定格出力が二〇キロワットを超えるレーザー発振器をいう。以下同じ。)のビームの振れ角の誤差を測定するために特に設計したもののうち、精度が一〇マイクロラジアン以下のもの

(三) フェーズドアレー型の超高出力レーザー発振器の附属品であつて、コヒーレント光を合成するために特に設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 一 マイクロメートル超の波長における精度が〇・一 マイクロメートル以下のもの
- 2 一 マイクロメートル以下の波長における精度が使用する波長の一〇分の一以下のもの

(四) 「略」

であつて、次のいずれかに該当するもの  
イ ホ 「略」

へ レーザー発振器の試験装置又は附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 波面測定装置であつて、レーザー光の波面の位相を五〇箇所以上測定することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 フレーム速度が一〇〇ヘルツ以上で、かつ、位相識別能がレーザー光の波長の五パーセント以下のもの

2 フレーム速度が一、〇〇〇ヘルツ以上で、かつ、位相識別能がレーザー光の波長の二〇パーセント以下のもの

(二) レーザー発振器の試験装置であつて、超高出力レーザー発振器(五〇ミリ秒間に一キロジュールを超えるエネルギーを出力できる又は平均出力若しくは持続波の定格出力が二〇キロワットを超えるレーザー発振器をいう。以下同じ。)のビームの振れ角の一〇マイクロラジアン以下の誤差を測定することができるもの

(三) フェーズドアレー型の超高出力レーザー発振器の附属品であつて、使用する波長の一〇分の一又は〇・一 マイクロメートル以下の精度でコヒーレント光を合成するためのもの

(四) 「略」

十の二〇十六 「略」

第十条・第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合したガスタービンエンジンであつて、産業用のもの又は航空機用ガスタービンエンジンから派生したものを含む。）であつて、次のイ及びロに該当するもの又はそのために特に設計した組立品若しくは部分品

イ 国際規格 ISO 三九七七／二（一九九七）が定める比較基準条件での定常状態で動作する場合の最大連続出力が二四、二四五キロワット以上のもの

ロ 液体燃料の使用時の補正燃料消費量が最大連続出力の三〇パーセントにおいて一キロワット時当たり〇・二一九キロワット以下のもの

三・四 「略」

四の二 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）

イ 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置であつて、次のいずれかに掲げるデータ処理機能を有するように特に設計

十の二〇十六 「略」

第十条・第十一条 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 船舶用のガスタービンエンジンであつて、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ 国際規格における連続定格出力が二四、二四五キロワット以上のもの

ロ 一キロワット時当たりの燃料消費量が国際規格における連続定格出力の三十五パーセント以上百パーセント以下の範囲において〇、二一九キロワット以下のもの

三・四 「略」

四の二 宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しよう体若しくはその打上げ用の飛しよう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）

イ 無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置

したもの

(一) 宇宙空間用の飛しよう体のバスの稼働状況を監視するための無線遠隔測定データのフレーム同期及びエラー訂正処理

(二) 宇宙空間用の飛しよう体のバスを制御するために宇宙空間用の飛しよう体に送られる指令データのフォーマット処理

ロ 宇宙空間用の飛しよう体の運用手順の検証用に特に設計したシミュレーター

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの(共結晶したものを含む)。

イ ツ 「略」

ネ ベーターレゾルシン酸鉛又はベーターレゾルシン酸銅

ナ ッ テ 「略」

ア 一・二・三―トリス(一・二―ビス(ジフルオロアミノ

―)エトキシ)プロパン又はトリスビノキシプロパンの付加

物

サ ッ ミ 「略」

3 3 10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕

ロ シミュレーター

五 20 「略」

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 火薬若しくは爆薬の添加剤又は前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの(共結晶したものを含む)。

イ ツ 「略」

ネ ベーターレゾルシン酸鉛

ナ ッ テ 「略」

ア 一・二・三―トリス(一・二―ビス(ジフルオロアミノ

―)エトキシ)プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加

物

サ ッ ミ 「略」

3 3 10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第十五号ハ又はニに該当する繊維を用いて製造した成型品（半製品を含む。）であつて、有機物をマトリックスとするもの

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 〔略〕

ロ 電波の吸収材として使用するように特に設計したものであつて、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの

ハ 〔略〕

三十一 〔略〕

第十五条 〔略〕

第十五条の二 外為令別表の三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条第二項又は第三項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十五条の三 〔略〕

第十六条 〔略〕

二 〔略〕

三 外為令別表の四の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 第四条第十五号ハ又はニに該当する繊維を使用した成型品（半製品を含む。）であつて、有機物をマトリックスとするもの

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 〔略〕

ロ 電波の吸収材として使用するように設計したものであつて、周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のもののうち、可視光を透過しないもの

ハ 〔略〕

三十一 〔略〕

第十五条 〔略〕

第十五条の二 外為令別表の三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第二条第二項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

第十五条の三 〔略〕

第十六条 〔略〕

二 〔略〕

三 外為令別表の四の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 〔新設〕  
ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ  
る無人航空機の飛行中の空力性能を最適化するために、機体  
推進装置及び揚力制御面を統合するための技術（プログラ  
ムを除く。）

二・三 〔略〕

4・5 〔略〕

第十七条 〔略〕

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技  
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術  
（プログラムを除く。）

イ 第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のい  
れかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸  
の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル  
以下のもの

ロ 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号又は第五号の  
いずれかに該当するもの

〔新設〕

一・二 〔略〕

4・5 〔略〕

第十七条 〔略〕

第十八条 外為令別表の六の項（一）の経済産業省令で定める技  
術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号、第五号若しく  
は次のいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術  
（プログラムを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御を  
することができる軸数が二以上のものうち、次のい  
れかに該当するもの

（一） 移動量がメートル未満の直線軸のうち、い  
ずれか一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇  
九ミリメートル以下のもの

（二） 移動量がメートル以上の直線軸のうち、い  
ずれか一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が〇・〇〇一  
一ミリメートル以下のもの

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次  
のいずれかに該当するもの

（一） 輪郭制御をすることができる直線軸の数が三で、  
かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一の  
ものであつて、次のいずれかに該当するもの

- 二 〔略〕
- 三 次のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
- イ 第五条第二号イ又は同号ロ（一）若しくは（二）のいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの
- ロ 第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号又は第五号のいずれかに該当するもの
- 四 〔略〕
- 二 〔略〕
- 三 外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 〔略〕
- 二 削除

- 二 〔略〕
- 三 第一号イ若しくはロ、第五条第二号ロ（三）若しくは二、第三号若しくは第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 四 〔略〕
- 二 〔略〕
- 三 外為令別表の六の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 〔略〕
- 二 数値制御装置の中でパートプログラムの準備又は修正を行うためのインタラクティブコンピュータグラフィックスの設
- 1 移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの
- 2 移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの
- （二） 第五条第二号ロ（二） 1から3までのいずれかに該当するものであって、いずれか一軸以上の直線軸の一方向位置決め繰返し性が〇・〇〇〇九ミリメートル以下のもの

三 削除

四・五 [略]

4 5 6 [略]

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 [略]

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ [略]

ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術

(一)・(二) [略]

ハ プロセスデザインキット(同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。)

三・四

五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 5 [略]

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技

計に係る技術(プログラムを除く。)

三 数値制御装置に与えられた設計データを工作機械に対する命令に変換するプログラムの設計に係る技術(プログラムを除く。)

四・五 [略]

4 5 6 [略]

第十九条 外為令別表の七の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 [略]

二 第六条に該当するもの(同条第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ [略]

ロ 同条第一号ハからヲまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するもの設計又は製造に必要な技術

(一)・(二) [略]

[新設]

三・四

五 第六条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十二号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2 5 [略]

第二十条 外為令別表の八の項(一)の経済産業省令で定める技

術は、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

一 第七条第一号ロ又は同条第三号ロに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 「略」

三 第七条第一号ロ若しくは同条第三号ロに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

四 六 「略」

2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であつて、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。

一 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超二九実効テラ演算以下のもの

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 第七条第一号ロ又は同条第三号ハに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

二 「略」

三 第七条第一号ロ若しくは同条第三号ハに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

四 六 「略」

2 外為令別表の八の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

く。

三 次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ 加重最高性能が一五実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のもの

ロ 加重最高性能が一六実効テラ演算超二九実効テラ演算以下のもの

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム（プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであつて、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。）又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

除く。）

三 加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

〔新設〕

〔新設〕

四 「略」

五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が八・〇実効テラ演算超一六実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。）

七 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〇十五 「略」

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したも  
又は第八号第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八号第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したも

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八号第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したも  
又は第八号第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八号第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、若しくは改造したも

2  
4 「略」

一〇十五 「略」

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八号第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムが第八号第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したも

2  
4 「略」

第二十二條 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の一〇の項（六）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラム

イ 電子的に走査が可能なアレーアンテナを保護するために設計したもの

ロ 「略」

二 「略」

6 「略」

第二十三條・第二十四條 「略」

第二十五條 「略」

2 外為令別表の一三の項（二）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品の試験のためのプログラムであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（試験装置を運用するためのもの

、作業者の安全を確保するためのもの又は製造、修理若しくは保守の領収試験（製品が適切に組み立てられ、若しくは修理されたかどうかの判断を行うものをいう。）のため

のものを除く。）

第二十二條 「略」

2 5 4 「略」

5 外為令別表の一〇の項（六）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 次のイ及びロに該当するレードームを製造するためのプログラム

イ 電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナを保護するために設計したもの

ロ 「略」

二 「略」

6 「略」

第二十三條・第二十四條 「略」

第二十五條 「略」

2 外為令別表の一三の項（二）の經濟産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二 「略」

三 プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 航空機用ガスタービンエンジン又はその部分品の試験のためのプログラムであつて、実時間でデータを収集、処理

及び解析し、かつ、試験中にフィードバック制御を行うように設計したもの

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>附則 (施行期日) 1 この省令は、平成三十一年一月九日から施行する。 (罰則に関する経過措置)</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(一) 次のいずれかに該当するものの試験のために特に設計したもの</p> <p>1 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは部分品であつて、次項第二号イからトまで若しくは又若しくはヲ、同項第三号若しくは第四号又は第二十七条第六項第一号のいずれかに該当する技術を用いたもの</p> <p>2 バイパス流路又はコア流路を提供する多段圧縮機であつて、次項第二号イからトまで若しくは又若しくはヲ、同項第三号又は第二十七条第六項第一号のいずれかに該当する技術を用いた航空機用ガスタービンエンジンのために特に設計したもの</p> <p>(二) 次の1及び2を行うように特に設計したもの</p> <p>1 実時間でのデータの収集及び処理</p> <p>2 試験中における試験物又は試験条件のフィードバック制御</p> <p>ハト 「略」</p> <p>四・五 「略」</p> <p>3 5 「略」</p> <p>第二十六条 第二十八条 「略」</p> <p>〔新設〕</p> <p>ハト 「略」</p> <p>四・五 「略」</p> <p>3 5 「略」</p> <p>第二十六条 第二十八条 「略」</p>
---	---

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。